

平成26年11月28日
日本学術会議事務局
管理課用度・管理係

調 達 公 告

件 名	「防災・減災に関する国際研究のための東京会議」に係る同時通訳機器の借用等について
ボックス番号	①
数 量	一式
作 業 内 容	別紙仕様書の通り
契 約 期 間	契約締結日から平成27年1月30日
見 積 提 出 期 限	平成26年12月5日(金)12:00まで (郵送の場合は12月4日(木)18:00まで)
見積書、関係書類 提出先及び仕様 書交付先	〒106-8555 東京都港区六本木7-22-34 内閣府日本学術会議事務局管理課用度・管理係 TEL03-3403-1930
担 当 者 名	用度・管理係 佐藤、金崎
仕様書問合せ先 担 当 者 名	内閣府日本学術会議事務局参事官(国際業務担当)室 国際調査担当 坂本、木之井、山田
競争に参加する者 に必要な資格及 び注意事項	○参加資格：平成25・26・27年全省庁統一参加資格 「役務の提供等」A～D等級に格付けされている者。 ○参加者は、見積書の提出をもって 「暴力団排除に関する誓約事項」(別記)に誓約したものとする。 ○その他：別添の「オープンカウンター方式について」を参照

仕様書

1. 件名

「防災・減災に関する国際研究のための東京会議」に係る同時通訳機器の借用等業務について

2. 開催日時

平成 27 年 1 月 14 日(水)～1 月 16 日(金)

3. 場所

東京大学 伊藤国際学術研究センター 伊藤謝恩ホール
東京大学本郷キャンパス
東京都文京区本郷 7-1-3

4. 内容

防災・減災に関する国際研究のための東京会議の開催に係る同時通訳機器の借入及び機器の設置・操作・撤去を行う。設置・操作・撤去に必要な人材も確保する。

5. 業務内容（総括）

- (1) 受注者は、日本学術会議事務局（以下「発注者」とする。）が指定する東京都文京区本郷内の場所において、同時通訳機器を運用しなければならない。
- (2) 受注者は、災害等不測の事態により、定められた期日に作業ができなくなった場合は、遅滞なくその旨を発注者に連絡し、その指示を受けるものとする。
- (3) 発注者は、必要に応じ、別途同時通訳業務に関する同時通訳機器運用を依頼する場合があります、受注者は対応することとする。
- (4) 受注者は、受注者の事務所の営業時間外にも連絡が取れるよう、予め緊急連絡先を発注者に通知する。
- (5) 本入札に基づく契約により納入された成果物の権利に関しては、発注者にすべて帰属するものとする。

6. 契約内容等

- (1) 下記同時通訳機器及び人材を調達すること なお、() の日数は前日配置を含めた日数

* 同時通訳システム（赤外線方式 2CH）	1 式	3 日間（4 日間）
* 受信機（レシーバー）	500 台	3 日間（4 日間）
なお、会議言語は日本語又は英語の 2 か国語		
* 赤外線発光機（送信機+通訳者操作卓+ラジエーターパネル 2 枚含む）	2 台	3 日間（4 日間）
* デジタル録音機材費 3ch（日・英・オリ）	3 式	3 日間（4 日間）
* 加工費（ファイル形式：mp3）	3 式	3 日間
* 液晶モニター	2 台	3 日間（4 日間）
* チャンネル表示版	1 台	3 日間

- * 同時通訳オペレーター
(チーフエンジニア・アシスタントエンジニア含む) 3日間
- * 設置作業要員 1日間
- * 撤去作業要員 1日間

(2) 設営作業

会議開催前日の1月13日(火)14時から東京大学伊藤謝恩ホールにて、上記同時通訳機器の設置作業を行う事

(3) オペレーター業務

1月14日(水)～16日(金)の3日間同ホールにて同時通訳機器のオペレーター業務を行う
(なお、下記時間には準備や後処理の時間を含む)

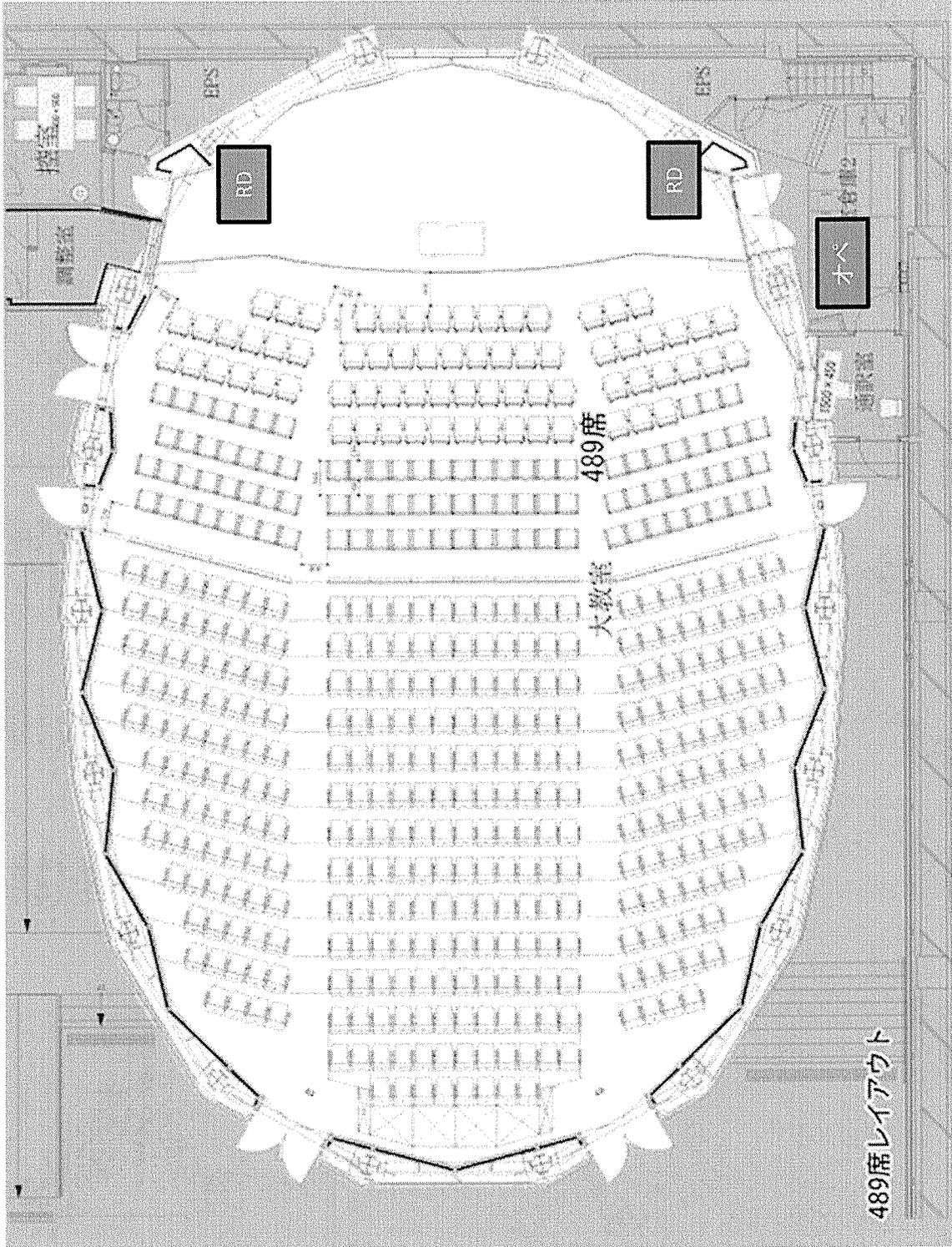
- ・1月14日(水) 12:00～19:00
- ・1月15日(木) 8:00～19:00
- ・1月16日(金) 8:00～14:00

(4) 撤去作業

1月16日(金)会議後(12時終了予定)から14時の間で同ホールで上記同時通訳機器の撤去作業を行う事

6. その他

- (1) 伊藤謝恩ホールの見取り図は別紙1を参照。
- (2) 会議のプログラムは別紙2を参照。
- (3) 会議の進行具合、プログラムの変更によっては1時間程度ずれ込む可能性があります。
- (4) 場合によっては、受信機(レシーバー)及び説明書を会議開催前の何日間か貸出しを依頼する場合があります。
- (5) 本仕様書に記載されていない詳細な内容については、発注者及び「防災・減災に関する国際研究のための東京会議」の会議支援業者の指示に従うものとする。また、不明な点、疑義が生じた場合も同様とする。



防災・減災に関する国際研究のための東京会議（案）

Tokyo Conference on International Study for

Disaster Risk Reduction and Resilience

－災害リスクの軽減と持続可能な開発を統合した新たな科学技術の構築へ向けて－

日時 2015年1月14日（水）～1月16日（金）

会場 東京大学本郷キャンパス 伊藤国際学術研究センター内 伊藤謝恩ホール

主催 日本学術会議、国連国際防災戦略事務局(UNISDR)、災害リスク統合研究(IRDR)
東京大学 伊藤国際学術研究センター会議

趣旨

自然由来のハザードがもたらす影響は世界中でますます顕著になるとともに、グローバル化、人口増、貧困、都市化と土地利用法等の人間由来の活動がハザードの影響を増大させている。被害の増加は先進国、発展途上国両方にみられ、科学技術や経済の成長、発展が必ずしも災害リスクの減少にはつながっていない。自然科学的にも社会科学的にも、ハザードや災害に関する理解が深まっているのに、その成果が十分に活用されずに、損失は増加し続けているのはなぜかという疑問に、科学技術・学術は未だ答えを見出しえてはいない。

折しも、2015年3月には仙台にて第3回世界防災会議が開催され、次の10年間の世界の防災の根幹となるポスト兵庫行動枠組みが採択される見込みである。また2015年秋には持続可能開発目標(SDGs)に向けた議論がピークを迎える。この機を捉え、ポスト兵庫行動枠組みを具体化し、実行するための科学的、統合的戦略の議論を行い、SDGsへの防災目標の導入に向けて、防災・減災に関する科学技術が持続的な開発に対してはたす役割を明確にすることが肝要である。災害常襲国でありながら経済発展を成し遂げ、東日本大震災を受けて国土管理と社会のあり方の再構築に取り組む我が国には、IRDRと多様な分野との連携を通して、防災・減災と持続可能な開発の統合の具体例を示すことが期待されている。

国際科学会議(ICSU)が、国際社会科学会議(ISSC)、国連災害軽減統合戦略(UN/ISDR)と共同主催で開始した災害リスク統合研究(IRDR)は、災害の防止と軽減、災害対応に対する備えを向上させ、自然および人間由来の環境ハザードの影響や災害リスク要因の科学的知見の統合化と社会実装の実現へ向けた科学技術・学術の取り組みである。ハザードの種類や学問領域を超えてデータや情報を体系化、統合化し、これを科学者および様々なステークホルダー間で共有し、知識や経験、考え方を相互に交換し、熟議を通して、災害リスクの軽減を目指す方法論の確立に取り組んでいる。これは、レジリエントな社会を構築し、人類を持続可能な開発へと導くために不可欠なステップでもありとも考えられている。

そこで、第3回世界防災会議の開催前に、同会議に参加する世界の指導者とトップクラスの研究者を招聘して、防災・減災と持続可能な開発の双方を達成する防災・減災科学技術のあり方を以下

の3つの観点から議論する。

第一に、自然災害による世界の被害は今後も増加することが確実視され、2030年には総額年間20兆円に達すると予想され、それまでの長年の投資を無に帰させ、持続可能な開発に対する深刻な脅威となることが懸念される。災害リスクを認識して事前対応することが持続可能な開発にとって不可欠であるという観点から、地球環境科学分野で推進中の **Future Earth**、ならびに政府間協力で進められている地球観測(GEO)との連携の可能性を探り、協力して **SDGs** の防災目標設定に貢献するための考え方を集約する(防災、環境、地球観測の連携)。

第二に、災害リスクを軽減するためには、地域、国、地方自治体、住民団体、各レベルで科学的成果をもとづく防災対策を社会実装することが不可欠である。しかし、そうした実践は依然として不十分である。科学的成果にもとづく防災対策の実現を目指した具体的な優良事例を示して、各主体の参加を得て議論し、防災対策のあるべき姿を提示する(科学と社会の連携)。

第三に、科学的な防災対策を社会実装するためには、マルチハザードに対する総合的な取り組みの重要性を東日本大震災からの復興のプロセスで認識させられた。ハザードから災害リスクへの変換、さらには災害リスクの認識から意思決定プロセスへの誘導を実現するには、どのような科学的協働が必要なのかについて、その具体的取り組みを紹介して、目指すべき方向性、必要となる共通指標を持つ新たな科学的機能を議論し、**HFA2** の推進を支える考え方を集約する(分野間連携)。以上を踏まえ、持続可能な開発を担保するために、政策・計画・プログラムのすべての面で持続的開発と災害」軽減との密接な連携を実現させ、災害リスク軽減を実現する体制・仕組み・人材を社会の各層において確立し、災害マネジメントサイクルのすべての局面において災害リスク軽減につながる新たな防災・減災科学技術の構築へ向けた提言を行う。

プログラム

● 1日目 (2015年1月14日、水曜日)

午後:

1. 開会式 13:00-14:10

1.1 式辞 (30分)

大西 隆、日本学術会議 会長

Margareta Wahlström、国連事務総長特別代表 (防災担当)

David Johnston、災害リスク統合研究(IRDR) 科学委員会議長

菅沼 健一、外務省 第3回国連防災世界会議担当大使

濱田 純一、東京大学 総長

1.2 基調講演 (20分×2)

韓昇洙 (Han Seung-Soo)、国連水と災害リスク軽減特使、元韓国首相

Gordon McBean、国際科学会議(ICSU) 会長

(休憩 14:10-14:30)

2. ハイレベルパネル会議 14:30-16:10

2.1 組織委員会報告 (15分)

大西 隆、日本学術会議 会長

2.2 ハイレベルパネル (85分)

東日本大震災をはじめとする世界各地での災害において、歴史上の災害と科学技術の関わりについて事例を共有し、科学技術が災害軽減に果たしてきた役割と今後の方向性を議論し、今後の防災・災害軽減活動のあり方や防災分野における科学技術と社会の関わりについて知見を深める。

モデレーター

Margareta Wahlström、国連事務総長特別代表 (防災担当)

パネリスト

- ・ David Johnston、災害リスク統合研究 (IRDR) 科学委員会議長
- ・ Rolf Alter、経済協力開発機構 (OECD) 公共ガバナンス局長
- ・ Bindu Lohani アジア開発銀行 (ADB) 副総裁(tbc)
- ・ 田中明彦、国際協力機構 (JICA) 理事長 (tbc)
- ・ 国際連合教育科学文化機関 (UNESCO) 事務次長(tbc)
- ・ 国連気象機関(WMO) 代表
- ・ 欧州連合 (EU) 代表
- ・ アジア各国代表
- ・ 世界銀行 (WB) 代表
- ・ 国際社会科学協議会 (ISSC) 代表

(休憩 16:10-16:30)

3. 東日本大震災からの復興に関するセッション 16:30-17:30

五百旗頭真、東日本大震災復興構想会議 議長

日本学術会議・東日本大震災の総合対応に関する学協会連絡会 代表

東日本大震災の復興プロセスや復興の現状、将来の見通しなどについて之講演を行う。

懇親会 18:00-20:00

● 2日目 (2015年1月15日、木曜日)

午前:

4. セッション: リスクマネジメントに向けた災害リスク軽減に関する学際的研究(招待講演)

5. ポスター口頭紹介セッション

(メインホールにて一人1分程度でポスターの概要をプレゼンテーション)

午後：

6. セッション：災害に強い社会に向けた災害リスク軽減に関する学際的研究（招待講演）

7. セッション：グリーン成長と持続可能な開発に向けた環境活動との協調（招待講演）

8. ポスター発表セッション

（ポスター展示ホールで、ポスターの内容を個別に説明）

● 3日目（2015年1月16日、金曜日）

午前：

9. パネルディスカッション："東京宣言"

10. 閉会式

内閣府防災担当 代表

午後： テクニカルツアー（技術視察旅行）

訪問候補地：東京都防災センター（災害対策本部室、指令情報室）@都庁

東京臨海広域防災公園（防災体験学習施設「そなエリア」）@有明

先進的ポンプ水位制御施設？@江東デルタ

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報等を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以

降の全ての受託者を含む。)並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。)が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。